

トピックス

- 金誠同達と深セン国際仲裁院（SCIA）が共催した国際投資模擬仲裁大会深セン杯（FDI MOOT SHENZHEN 2024）、円満に閉幕
- 金誠同達の日本業務部門、クライアントのために多くの研修を実施

法令速報

- 国務院、会社法登録資本金登記管理制度の実施に関する規定を公布
- 国務院、改正後の「国家秘密保守法实施条例」を公布
- 「投資家中国国内証券先物投資資金管理規定」、改正される
- 中国、ICV にかかわる測量・製図地理情報の安全管理を強化

弁護士コラム

- 新「独占禁止司法解釈」における独占的協定に関する規定の解説（後編）

**金誠同達と深セン国際仲裁院（SCIA）が共催した
国際投資模擬仲裁大会深セン杯（FDI MOOT SHENZHEN 2024）、円満に閉幕**

深セン国際仲裁院（SCIA）が主催し、金誠同達法律事務所が協賛した 2024 年度国際投資模擬仲裁大会深セン杯（FDI MOOT SHENZHEN 2024）は 2024 年 8 月 4 日、円満に閉幕いたしました。

国際投資模擬仲裁大会（以下「FDI MOOT」）は世界三大模擬仲裁法廷競技のうちの一つとなっています。この競技は世界大会と地区/国内大会に分かれており、競技参加チームは地区/国内大会を通じて世界大会への参加資格を争います。今大会には中国大陸地区と香港・マカオの有名高等教育機関から 39 チームが参

加し、世界の約 30 にのぼる国と地区の 200 名あまりの専門家による審判の積極的なサポートを受け、世界的なハイエンドの法律資源が集まり、中国の渉外法治人材の育成のために貴重な学習の場と実践の機会が提供されました。今大会では決勝戦のグローバル実況ライブ配信が行われ、6 万人を超える観衆が視聴し、大会の「オンライン+オフライン」での国際的な拡散の効果は更に向上いたしました。

FDI MOOT の中国地区大会の単独の協賛者として、金誠同達は 2020 年に深セン国際仲裁院と連携して FDI MOOT を中国に導入し、これを深センを拠点としてこれまでに連続して 5 回既に主催しています。この大会は国際規則に精通する世界的な視野と高い素養を備えた多くの渉外法律人材の育成に向けて国を毎年支援しているとともに、グレーターベイエリアにおける法治化された商取引環境の構築を力強く推進しています。

金誠同達の日本業務部門、クライアントのために多くの研修を実施

日系企業クライアントの皆さまからのご要請を受け、金誠同達の日本業務部門の趙雪巍弁護士、張国棟弁護士、および金英蘭弁護士は、このところ日系企業クライアントの方々のために多くの社内研修を行っています。研修の範囲には、個人情報保護、データ出境、新会社法、国家機密保護、スパイ防止、商業賄賂防止、債権回収、企業清算・資本引揚時の注意事項などの中国国内の外資企業からの強い関心が寄せられている一連のテーマが網羅されており、クライアントの皆さまからの高いご評価を頂いております。

金誠同達の日本業務部門は長年にわたって日系企業を対象とする専門的かつ全面的な中国法のサービスを提供しており、中国企業に対する対日投資もサポートしています。日本の大手渉外法律事務所の伝統と長所を継承しているとともに、中国の弁護士としての能力と地位を十分に活かしながら国内外のクライアントのために一流の渉外法律サービスを提供することに専念しています。

金誠同達の日本業務部門はクライアントの皆さまのニーズに応じて適切な題目と内容を選択し、豊富な実務経験を積み重ね、法学上の盤石の基礎を築いた弁護士が中国語と日本語で皆さまのために一對一の特別研修を行い、皆さまの法令に即した経営管理とリスク対応能力を強化し、日に日に複雑さを増す中国の法律環境へのご対応をめぐって皆さまに協力し、皆さまの利益を最大限に保護することができます。法務研修のニーズをおもちの日系企業の皆さまからの弊所へのご連絡をお待ちしております。

国務院、会社法登録資本金登記管理制度の実施に関する規定を公布

国務院は 2024 年 7 月 1 日、公式サイトにおいて「国務院『中華人民共和国会社法』登録資本金登記管理制度の実施に関する規定」(以下「規定」という。)を公布した。「規定」は公布日から施行されている。

「規定」によると、2024 年 6 月 30 日より前に登記・設立された会社のうち、有限責任会社は残りの引受出資期限が 2027 年 7 月 1 日から起算して 5 年を超過している場合には、2027 年 6 月 30 日より前に自社の残りの引受出資期限を 5 年以内に調整し、これを会社の定款に記載しなければならない。株主は調整後の引受出資期限内に引き受けた出資額を満額納付しなければならない。股份有限公司の発起人は、2027 年 6 月 30 日より前に、自らが引き受けた株式に従って株金を全額納付しなければならない。会社の生産経営が国家の利益または重大な公共の利益にかかわる場合において、国務院の関連主管部門または省級の人民政府が意見を提起したときは、国務院市場監督管理部門はその元の出資期限に従った出資に同意するこ

とができる。

会社の出資期限または登録資本金が明らかに異常であった場合には、会社登記機関は会社の経営範囲、経営状況、株主の出資能力、主力経営項目、資産規模などを踏まえた上で検討と判断を行うことができ、それが真実性・合理性の原則に違反しているものと認定した場合には、速やかな調整を同社に法により要求することができる。会社の株主もしくは発起人が本規定のとおりに引き受けた出資額もしくは株金を納付せず、または会社が法令のとおりに関連情報を公示しなかった場合には、会社法と「企業情報公示暫定条例」の関連規定に従って処罰が下される。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/content/202407/content_6960376.htm)

国务院、改正後の「国家秘密保守法实施条例」を公布

国务院は 2024 年 7 月 22 日、「中华人民共和国国家秘密保守法实施条例(2024 年改正)」(以下「条例」という。)を公布した。「条例」は 2024 年 9 月 1 日から施行される。

「条例」においては、機密確定責任者の範囲と具体的な職責が細分化されている。法定機密確定責任者と指定機密確定責任者の区分については、機関・組織の主要な責任者を当該機関・組織の法定機密確定責任者とし、業務上の必要性に応じて一定の範囲の者を指定機密確定責任者とすることができる、という点が明確にされており、機密確定責任者の具体的な職責に対する更なる完全化が行われている。また、機密の確定を行わなければならないが機密確定の権限を有しない事項については、先に秘密保持措置を採択しておき、権限を有する機関に法により届け出た上でこれを確定し、機密確定の授権に対する補完的な規定を行わなければならない、という旨も明確にされている。

「条例」においては、ネットワーク情報・データの秘密保持管理に対する更なる規範化が行われており、機関・組織の職員は関連規定に違反して機密にかかわらない情報システムや情報設備を用いて国家機密を保存・処理・伝送することはできず、スマート端末製品等を使用するに当たっては、国の秘密保持規定を満たしていなければならない、という旨が規定されている。

「条例」においては、機関と組織は情報システムと情報設備の運営メンテナンスと使用上の管理を強化し、機密関連情報システムのリスク評価を定期的に展開し、機密関連情報システム中に使用されている情報設備の安全性と信頼可能性を確保しなければならない、という旨が明確にされている。

(法規原文: https://www.spp.gov.cn/tt/202407/t20240722_660948.shtml)

「投資家中国国内証券先物投資資金管理規定」、改正される

中国人民銀行と国家外貨管理局は 2024 年 7 月 26 日、「海外機関投資家中国国内証券先物投資資金管理規定」(以下「規定」という。)の改正を共同で公告し、適格海外機関投資家と人民元適格海外機関投資家(QFII/RQFII)の越境資金の管理に対する更なる合理化を行った。「規定」は 2024 年 8 月 26 日から施行されている。新たに改正された「規定」の主な内容には、次のものが含まれている。

1.業務登記手続の更なる簡素化。QFII/RQFII の業務登記の主要報告者(管理人)を通じた国家外貨管理局デジタル外貨管理プラットフォームにおける処理の明確化、変更登記と抹消登記の関連事項の明確化

2.口座管理の更なる合理化。証券取引または派生商品取引に用いられる人民元専用預金口座の合併、経営主体による異なる種類の投資の展開に必要な口座開設数量の減少、そのコスト負担の引下げ

3.為替管理の更なる完全化。QFII/RQFII の越境資金流動管理の合理化、送金・着金通貨管理原則の改良、海外機関投資家の中国国内における証券資産配分の利便化

4. QFII/RQFII と中国銀行間債券市場(CIBM)ダイレクトスキームとの間における外貨リスク管理モデルの統一化。実需取引・つなぎ売りの原則への準拠を前提とする管理人以外の外貨売買業務資格を有するその他の中国国内の金融機構やインターバンク市場などの更に多くのルートを通じた QFII /RQFII の直物為替取引と外貨派生商品取引の取扱可能性の明確化

(法規原文: <http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/5414633/index.html>)

中国、ICV にかかわる測量・製図地理情報の安全管理を強化

当局は 2024 年 7 月 26 日、「自然資源部 ICV 関連測量・製図地理情報安全管理の強化に関する通知」(以下「測量・製図通知」という。)を公布した。

「測量・製図通知」の第四条によると、地図審査完成後の追加内容については地図審査を再申請する必要はないが、自然資源部公式サイト上に先日公開された「地図審査サービスガイドライン(2023 版)」においては、「審査に合格したインターネット地図サービスは、6 か月ごとに追加的な注記内容および審査・確認・校正の状況を測量・製図主管部門に届け出なければならない。」という旨が明確にされている。「測量・製図通知」の規定を踏まえて見てみると、ナビゲーション電子地図の更新にも、このような定期的な届出の形式が採用される可能性があるものと弊所は理解している。具体的な届出の周期については主管部門の更なる確認が必要となっている。

このほかにも「測量・製図通知」の第五条においては、地理情報データの越境上の要求が明確にされており、すなわち、「地理情報データは、必ず中国国内に保存しなければならず、使用される保存装置、ネットワーク、クラウドサービスなどは、必ず国の安全と秘密保持への要求を満たしていなければならない。地理情報データの中国国外への提供を申請する場合には、必ず対外提供認可審査または地図審査手続を厳格に履行し、データ越境安全評価等の関連規定を実施しなければならない。」という旨が規定されている。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202407/content_6965227.htm)

新「独占禁止司法解釈」における独占的協定に関する規定の解説

——後編——

弁護士 焦 陽

2024 年 6 月 24 日に中国の最高人民法院は「最高人民法院 独占をめぐる民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」(以下「新『独占禁止司法解釈』」という。)を公布した。同解釈は 7 月 1 日から正式に施行されている。新「独占禁止司法解釈」においては、新たに改正された「中華人民共和国独占禁止法(2022 年版)」(以下「独占禁止法」という。)に基づいて長年の司法裁判において形成された実践経験を汲み、2012 年に公布された「最高人民法院 独占行為によりもたらされる民事紛争案件における法律応用

の若干の問題に関する規定」に対する全面的かつ大幅な改正が行われている。

新「独占禁止司法解釈」は全 51 条から成り、これには主に手続に関する規定、関連市場の画定、独占的協定、市場支配的地位の濫用、および民事責任という五つの大きな章が含まれている。本稿においては新「独占禁止司法解釈」における独占的協定にかかわる一部の重要な規定に対するご紹介と解説を二回に分けて行う。

今回は二回目として、垂直的協定の認定、ハブアンドスポーク協定の認定、および独占的協定をめぐる法定免除規定の適用を受けるための証明について、ご紹介と解説を掲載し、文末にて本稿の総括を行う。

3. 垂直的協定の認定

① 垂直的協定の挙証責任

新「独占禁止司法解釈」の第二十一条においては、典型的な垂直的協定に対する挙証責任の分配方法が、違法性の推定であることが規定されている。すなわち、事業者の典型的な垂直的協定には市場競争排除・制限効果の具備が推定されており、原告はこのために挙証をもって証明する必要がなく、被告が、当該協定における競争排除・制限効果の不存在に対する挙証責任を負担している。

一方、典型的ではない垂直的協定（例えば、地域の制限、顧客の制限、排他的な手配など）について、従前の新「独占禁止司法解釈」意見募集稿の第二十五条第二項においては、訴えられた独占行為が独占禁止法第十八条第一項第三号の規定する独占的協定（すなわち典型的ではない垂直的協定）に属している場合には、原告が、当該協定における競争排除・制限効果の具備に対する挙証責任を負担しなければならない、という旨が規定されていた。しかし、この規定は正式版の新「独占禁止司法解釈」においては既に削除されている。典型的ではない垂直的協定を認定する上での実践経験と難度を考慮に入れると、意見募集稿の定めていた上述の規定の削除は、原告の挙証責任の固定・加重の回避に有利となる一方で、これによって挙証責任負担の不確定性も強まっており、将来的に人民法院が典型的ではない垂直的協定をめぐる紛争案件を審理する際には個々の案件に応じて比較的に柔軟な挙証責任の分配方法を採用する可能性があるものと理解されている。

② 垂直的協定の判断要素

新「独占禁止司法解釈」の第二十二条においては、人民法院が典型的な垂直的協定における競争排除・制限効果の有無を認定するに当たって考慮することのできる要素が明確に列挙されており、競争に対する有利な効果が競争に対する不利な効果を明らか超過していることの証明に案件中の証拠が足りている場合には、人民法院は協定における競争排除・制限効果の不存在を認定しなければならない。これらの要素には具体的には次のものが含まれている。

(1) 被告の関連市場における市場支配力と協定によりもたらされる関連市場における類似の不利な効果への累積的な作用

(2) 協定によりもたらされる市場参入障壁の引上げ、更に効率的な事業者またはビジネスモデルの阻害、ブランド間またはブランド内における競争の制限などの競争に対する不利な効果の有無

(3) 協定によりもたらされるフリーライドの防止、ブランド間競争の促進、ブランドイメージの保護、プリセールスまたはアフターサービスの水準の向上、イノベーションの促進などの競争に対する有利な効果、および当該効果を実現する上での必須性の有無

(4) その他の考慮することのできる要素

そのうち、垂直的協定の市場競争に対する制限効果の評価要素の一つである「累積的な作用」というのは、過去に中国国務院独占禁止委員会の公布した「国務院独占禁止委員会 自動車業に関する独占禁止ガイドライン」(以下「自動車業独占禁止ガイドライン」という。))においても言及されていたが、これが司法の面に導入されるのは今回が初となっている。新「独占禁止司法解釈」においては「累積的な作用」の定義に対する明確な説明は行われていないが、「自動車業独占禁止ガイドライン」を参考にして見てみると、「累積的な作用」とは、関連市場において数々の、ひいては全部の事業者がいずれも類似の垂直的協定を採用することによって種々の垂直的な制限が網目状に広がって関連市場を全面的に網羅するようになり、ブランド間競争の顕著な弱体化、関連市場における競争に対する顕著な制限、および関連製品・サービスの競争水準を超えた価格決定がもたらされ、最終的には消費者の社会的損失がもたらされる現象をいうはずであるものと理解されている。一般的に述べると、この現象は一の事業者が自らの優位的な地位を利用して同一または類似の核心的な協定条項を異なる協定の相手方に適用し、この核心的な協定条項の反復的な適用を通じて川下市場の競争に対する累積的な損害を実現するものである。

③ 「代理商」の概念の導入

新「独占禁止司法解釈」の第二十三条においては、訴えられた独占的協定が、事業者と相手方との間における代理協定に属しており、「代理商」が、いずれの実質的な商業リスクまたは経営リスクも負担していなかった場合において、原告が、「独占禁止法」第十八条第一項の事業者と取引相手との垂直的協定達成の禁止に関する規定に基づいて被告が法的責任を負担しなければならないものと主張したときは、人民法院はこれを支持しない、という旨が追加的に規定されている。同条の規定に基づいて「代理商」の概念は司法解釈に初めて導入されている。「代理商」の概念に類似する「中間商」という概念も、過去に「自動車業独占禁止ガイドライン」において言及されていた。具体的に述べると、「ただ『中間商』の役割のみを担うディーラー」として、これは、自動車供給業者が特定の第三者または特定のエンドユーザーとの直接の協議を通じて販売価格を達成する一方で、ただこれを通じて納車、代金領収、発票発行などの取引の段階のみを完成する特別なディーラーを指している。ただし、新「独占禁止司法解釈」における「代理商」モデルによる免除適用の条件は「中間商」に比べると、更に厳格である可能性がある——すなわち、「中間商」は一定の有限的な商業リスクまたは経営リスクを負担する可能性があるが、「代理商」はいずれの実質的な商業リスクまたは経営リスクも負担することができない。ここで注意を要するのは、「自動車業独占禁止ガイドライン」は自動車業界以外のその他の業界にとっても重大な参考価値を有しているが、「中間商」モデルの免除状況への帰属の可否については、法令と司法解釈においては、なおも明確にされておらず、このため、被告は自らと相手方との協定の「中間商」モデルの構成という理由を慎重に採択して抗弁を展開しなければならない、という点である。

4. ハブアンドスポーク協定の認定

「独占禁止法」改正後においては、ハブアンドスポーク協定に関する規定が追加されており、事業者はその他の事業者を組織して独占的協定を達成したり、その他の事業者の独占的協定の達成のために実質的なほう助を提供したりしてはならない。新「独占禁止司法解釈」においては、当該規定に基づいてハブアンドスポーク協定の認定と法的責任をめぐる「民法典」との更なる整合が行われており、連帯責任の負担を原告が独占的協定の組織者と幫助者に要求するに当たっての法的な基礎に対する整理と明確化が行われている。具体的に述べると、事業者や事業者団体等がその他の事業者を組織して独占的協定を達成・実施した場合には、これらの組織者は権利侵害行為を共同で実施する行為者に属し、仮にその権利侵害行為により損失が原告にもたらされた場合には、「民法典」第一千一百六十八条に基づいて連帯責任を負担しなければならない。事業者や事業者団体等がその他の事業者の独占的協定実施達成のために実質的なほう助を提供した場合には、これらの幫助者は他者をほう助して権利侵害を実施する行為を構成し、仮にその権利侵害行為が損失を原告にもたらした場合には、「民法典」第一千一百六十九条に基づいて連帯責任を負担しなければならない。

幫助者の側から見てみると、仮に被告は幫助者としてその他の事業者による協定の達成と実施を自らが知り得ておらず、かつ、知り得るはずもなかったことを証明することができた場合には、当該幫助者は連帯責任の負担を免れることができるが、ただし、被告は依然としてこの点に対する挙証責任を負担しなければならない。

このほか、ハブアンドスポーク協定の文脈における「組織」の定義について、「独占的協定禁止規定」の第十八条には既に規定が行われており、今回の新「独占禁止司法解釈」においては、「実質的なほう助」とは何かについての補完が次のとおり行われている——「実質的なほう助」とは、独占的協定の達成または実施に対して直接の重要な促進作用を有する違法な意図の発生への誘導、便利な条件の提供、情報経路の担当、懲罰実施のほう助などの行為をいう。

5. 独占的協定をめぐる法定免除規定の適用を受けるための証明

「独占禁止法」第二十条第一項の第一号から第五号までの規定する独占的協定の法定免除の状況について、新「独占禁止司法解釈」の第二十七条においては、被告がこれに基づいて抗弁を提起するに当たって証明しなければならない事実が細分化された上で規定されており、具体的には次のとおりとなっている。

- (1) 訴えられた独占的協定を通じた場合における目的または効果の実現の可能性
- (2) 目的または効果を実現する上での訴えられた独占的協定の必須性
- (3) 訴えられた独占的協定によりもたらされる関連市場の競争に対する著しい制限の不存在
- (4) 消費者のこれにより発生する利益の共有の可能性

「独占禁止法」第二十条の第二項と比較すると、新「独占禁止司法解釈」においては、目的または効果を実現する上での訴えられた独占的協定の必須性に対する説明義務が被告に追加的に要求されており、被告の証明上の難度が引き上げられている。この点においても中国の司法における独占的協定への法定免除規定適用に対する慎重な姿勢が反映されているとともに、これによって被告の免除をめぐる抗弁提起のための明確な理論的な手引きも提供されている。

6. まとめ

新「独占禁止司法解釈」においては、2022 年に改正された「独占禁止法」および独占禁止をめぐる民事訴訟案件の長年にわたる実践経験に基づいて 2012 年版旧司法解釈の内容に対する大幅な拡充が図られており、法令上・実践上の一部の難題にも果敢に反応して一部の司法の空白が埋められている。独占的協定の面において、既述の内容のほか、新「独占禁止司法解釈」においては、一部の重要な分野を対象としても専門的な規定が行われている。これらは例えば、医薬品の分野におけるリバースペイメント、デジタル経済の分野におけるデータ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などの手段を利用した独占的協定の達成、プラットフォーム企業による MFN 条項などを挙げることができるが、紙幅の都合上、本稿においては割愛する。総じて述べると、新「独占禁止司法解釈」は挙証手続に関する規則の面においては、劣勢にある原告に配慮する傾向にあり、実体的規則の面においては、その広さと深さが著しく拡張され、体系化と専門化の特徴を呈している。独占禁止をめぐる司法の分野における基礎的な規則として、新「独占禁止司法解釈」の独占禁止コンプライアンス指導上の重要性は、もはや自明の理である。日常的な経営における新「独占禁止司法解釈」に対する理解と学習を重視および強化していただくよう企業の皆さまにお勧めする。必要な際には独占禁止の分野における専門家の協力と指導をお求めいただくこともできる。

(終)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>